

お客様との“和”人との“和”を大切にしたい・・・

税 理 士 法 人 和  
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9 MG大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

December, 2018

なごみ便り

www.101dog.co.jp

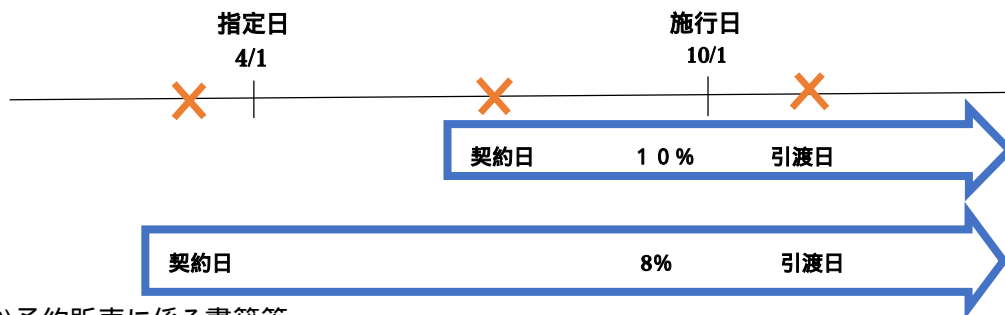
初冬の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

いよいよ2019年10月1日より消費税率が8%から10%へと増税されます。

原則消費税率は10%ですが、一部の取引は、施行日後であっても8%の消費税率を適用する「経過措置」という制度があります。これは、前回の5%から8%への引き上げの際にも同様に行われた措置で、今回はその一部をご紹介します。

#### (1) 工事等の請負契約

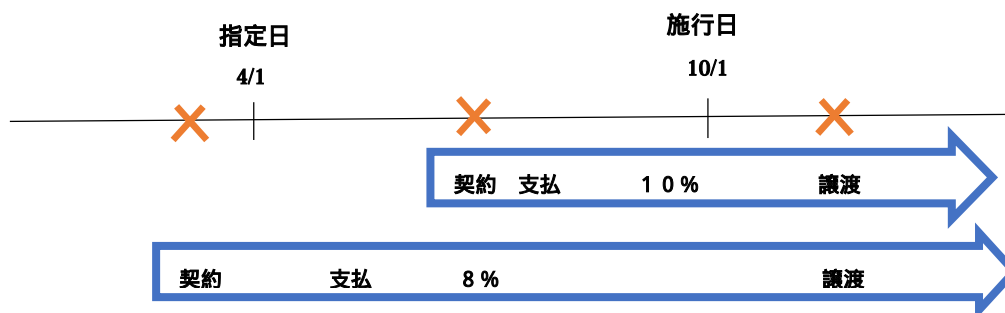
工事等の請負については、原則建物の引渡し日又はリフォームの完了日の税率が適用されます。しかし、10%への税率の切替日である2019年10月1日(施行日)より半年前の2019年4月1日を「指定日」と定め、その「指定日」の前日までに工事の請負等に関する契約を締結した場合には、工事の完成引き渡し日が施行日以降となる場合でも、8%の税率が適用されます。



#### (2) 予約販売に係る書籍等

指定日前に締結した不特定かつ多数の者に対する定期継続供給契約に基づいて譲渡する書籍その他の物品(食品、健康食品、化粧品なども含む)に係る対価の全部または一部を施行日の前日までに支払っている場合に、その書籍その他の物品の譲渡を施行日以後に受けるときは、その支払った対価部分の書籍等は旧税率の8%を適用します。定期継続供給契約とは、週、月、年、その他の一定の周期を単位として、おおむね定期的に継続して供給することを指します。また、定期刊行物の中に電子版などのインターネットでサービスを受けるものが増えてきました。これは、上記の「書籍その他の物品」には該当せず、「役務の提供」に該当するため、経過措置の対象となりません。

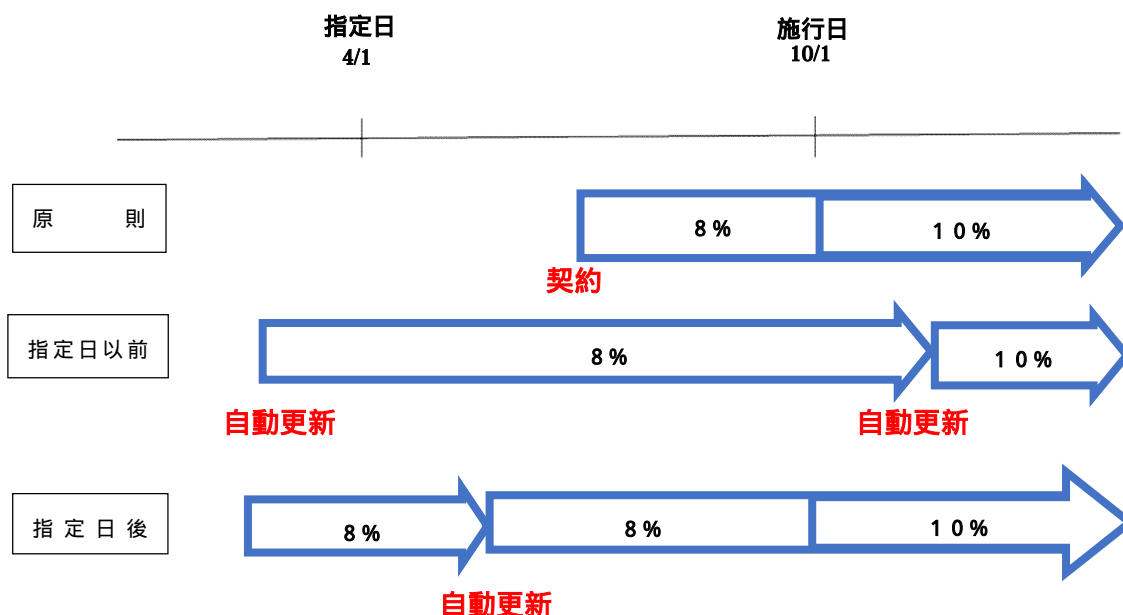
お客様との“和”人との“和”を大切にしたい・・・



### (3)リース契約

増税は、リース料にも影響してきます。2019年3月31日以前に契約を締結している場合には、10月1日以降に毎月支払うリース料であっても、8%の税率が適用されます。

ただし、自動更新の条項が定められているリース契約の場合、2019年10月1日以降に自動更新がなされたのちに課される税率は、自動的に10%となります。指定日後に自動更新がなされれば、施行日前の部分に支払う部分には8%、施行日後には10%の税率が適用されます。



今回は、消費税の経過措置について、抜粋してご紹介いたしました。

これから建物の工事を考えている、またはリース契約の締結や更新がある場合は上記の日程を考慮していただければと思います。また、すでに契約している場合も、法改正に合わせて現状の契約内容を再確認してみてもはいかがでしょうか。

(文章担当：小川、田中)

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

Q. 「ダイニテン」ってどんな動物？

先月の答え. 蜘蛛。 英語でスパイダー スパイダー！！